

應劭『風俗通義』十反篇訳注稿（中）

道家 春代

本稿は、後漢應劭『風俗通義』第五、十反篇の訳注である。

（上）は『名古屋大學中國語學文學論集』第二十二輯（二〇一〇年十二月）に掲載した。本文には原則として呉樹平『風俗通義校釋』（天津人民出版社、一九八〇年）を用い、香港中文大學中國文化研究所『風俗通義逐字索引』（香港、商務印書館、一九九六年）、王利器『風俗通義校注』（中華書局、一九八一年）、趙泓『風俗通義全訳』（貴州人民出版社、一九九八年）、及び季嘉玲『風俗通義校注』（臺灣師範大學研究所集刊』第二十一號、一九七七年）を参照した。残念ながら朱季海『風俗通義校箋』（學術書林、一九九六年）は入手できず、見る事ができなかった。

目次

- 2 (巴郡太守太山但望伯門…)
- 3 (豫章太守汝南封祈武興…)
- 4 (河内太守廬江周景仲嚮…)
- 5 (安定太守汝南胡伊伯…)
- 6 (宗正南陽劉祖奉…)

以下（下）

2 (巴郡太守太山但望伯門…)

巴郡太守太山但望伯門(1) 爲司徒掾(2)、同産子作客殺人繫獄(3)、望自劾去、星行電征、數日歸趨詣府、露首肉袒(4)、辭謝太守太尉李固(5)、謝與相見(6)、頓頭流血、自説「弟薄命早亡、以孤爲託、無義方之教(7)、自陷罪惡。

息男穿既與知情(8)、辛有微胤、乞以代之。」言甚哀切、李公達於原度、即活出之(9)。

高唐令樂安(10)周糾孟玉爲大將軍掾(11)、弟子使客殺人、捕得。太守盛亮陰爲宿留、糾亦自劾去詣府、亮與相見、不乞請、又不辭謝、亮告賓客、「周孟玉欲作抗直、不恤其親、我何能枉憲乎。」遂斃于獄。弟婦不哭死子、而哭孟玉、世人誤之、猶以爲高。

〔注〕

(1) 『太平御覽』四二二引く『風俗通』「任望字伯闔」に作る。『華陽國志』一巴志七「孝桓帝以并州刺史泰山但望字伯闔爲巴郡太守。」

(2) 『後漢書』百官志一「司徒、公一人。本注曰掌人民事。…長史一人千石。掾屬三十一人。」

(3) 『太平御覽』「同產弟子殺人繫獄」に作る。

(4) 『禮記』郊特牲「君再拜稽首、肉袒親割、敬之至也。敬之至也、服也。拜、服也。稽首、服之甚也。肉袒、服之盡也。」『史記』廉頗藺相如列傳「廉頗聞之、肉袒負荊、因賓客至藺相如門謝罪。」索隱「肉袒者、謂袒衣而露肉也。負荊者、荊、楚也、可以爲鞭。」

(5) 『太平御覽』「太尉」の二字無し。『後漢書』李杜列傳「李固字子堅、漢中南鄭人、司徒郃之子也。…永和中(一三六

一四一)、荊州盜賊起、彌年不定、乃以固爲荊州刺史。

…(梁)冀遂令徒固爲太山太守。」『後漢書』孝順孝冲孝質帝紀「建康元年(一四四)八月丁丑、…大司農李固爲太尉、參錄尚書事。…本初元年(一四六)六月閏月甲申、

大將軍梁冀潛行鳩弒、帝崩于玉堂前殿、年九歲。丁亥太尉李固免。」

(6) 『太平御覽』「謝」を「請」に作る。

(7) 『春秋左氏傳』隱公三年「石碯諫曰臣聞、愛子、教之以義方、弗納於邪。」『國語』周語下「單穆公曰…上得民心、以殖義方。」韋昭注「殖、立也。方、道也。」

(8) 『後漢書』鄭孔荀列傳「(孔)融乃獨議曰…漢律與罪人交關三日已上、皆應知情。」

(9) 『太平御覽』「李公於是原活出之」に作る。

(10) 『後漢書』郡國志四によれば、高唐縣は平原郡に属す。平原郡、樂安國ともに青州に属す。臨濟縣は樂安國に属す。原郡、樂安國ともに青州に属す。臨濟縣は樂安國に属す。…(11) 『後漢書』陳王列傳「陳蕃字仲舉、汝南平輿人也。…太尉李固表薦、徵拜議郎、再遷爲樂安太守。…郡人周璆、高

潔之士、前後郡守招命莫肯至、唯蕃能致焉。字而不名、特爲置一榻、去則縣之。璆字孟玉、臨濟人。」「太平御覽」五二引く『風俗通』「周杞字孟玉爲右將軍掾」に作る。王利器は孫詒讓『札迻』に従い、「糾」の糸偏を玉偏に作る。

〔訳〕

後に巴郡太守となった太山郡の但望字伯門が司徒の掾属であつた時、同母兄弟の息子が殺人を犯して獄に繋がれた。但望は自らの罪をあばいて辞職し、流星電光の如く旅路を急ぎ、数日で故郷に帰りつき、郡府に参上した。頭巾を脱いで黒い頭をさらし両肩をはだけて自首の意を表し、時の太山太守、後の太尉李固に罪を請うた。接見してもらつた事を謝し、土下座して流血するまで頭を地面に打ち付け、自ら説くには、「弟は薄命で子供を私に託して早くに亡くなりました。しかし私が人の道を教えることができず、自ら道を踏み外して罪悪を犯しました。私の息子の穿は甥と同居しておりますから「知情」として関与していることになりました。幸いに後嗣ぎをもうけております。どうか甥の代わりに息子に罪を受けさせて下さい。」その言葉は甚だ哀切だったので、太守李公は

事情を追究して甥を釈放した。

後の高唐令、樂安郡の周糾字孟玉が大將軍の掾属であつた時、弟の子が人を使つて殺人を犯し、逮捕された。樂安太守の盛亮は陰でこの事件の裁判を遅らし、周糾が駆けつけるのを待った。周糾は自らの罪をあばいて職を去り、郡府に出頭した。しかし盛亮が接見しても、甥の命乞いもせず、また謝罪もしなかつた。盛亮は自分の賓客たちに「周孟玉が正義を堅持することを望み、自分の親属を憐れまない以上、私が法を枉げることができようか」と告げた。周糾の甥は獄中で死んだ。弟の妻は息子の死に哭泣せず、孟玉には哭泣した。世の人はこの周糾の行動を誤つて高く評価している。

謹按、春秋、叔牙爲慶父、殺般・閔公（一）、大惡之甚。而季子緣獄有所歸、不探其情（二）、緩追逸賊、親親之道（三）。州吁既殺其君、而虐用其人（四）、石碯惡之、而厚與焉、大義滅親、君子猶曰「純臣之道備矣。」（五）於恩未也。君親無將、王誅宜耳（六）。今二家之子、幸非元惡、但望誠心内發、哀情外露、義動君子、合禮中矣。周糾苟執果毅、忽如路人。昔樂羊爲魏伐中山、歃其子羹、文侯壯其功而疑其心。秦西巴觸

命放獸、而孟氏旋進其位。寔猶不忍、況弟子乎(7)。孟軻
譏無惻隱之心(8)。傳曰、「於厚者薄、則無所不薄矣(9)。」

〔注〕

(1) 『春秋左氏傳』莊公三十二年、閔公二年に見える。呉
樹平は「叔牙爲慶父殺般・閔公、大惡之甚」と句切るが、
事實とは異なる。王利器と趙泓は「叔牙爲慶父殺般、閔
公大惡之甚」と句切るが、やはり意味が通じない。慶父
と叔牙は魯の莊公の異母弟。季子(季友)は莊公の同母
弟。般(子般)と閔公は莊公の子。莊公の臨終に後継者
について相談された叔牙は慶父を推し、季友は子般を推
す。子般を立てたい莊公の意思を汲んで、季友はその後
嗣を存続させることを引き替えに、叔牙に毒をあおらせ
て死なす。莊公の死後即位した子般を、慶父が子般に恨
みを持つ圉人(飼馬官)の犂に殺させると、季友は陳に
逃げ、閔公が即位した。慶父は閔公を人に殺させ逃げた。
それをきいた季友が帰国し、僖公(莊公の子)を立てる
と慶父は逃亡先で自殺した。

(2) 『春秋公羊傳』閔公元年「春王正月。公何以不言即位。
繼弑君、不言即位。孰繼、繼子般也。孰弑子般。慶父也。」

：慶父弑君、何以不誅。：因獄有所歸、不探其情而誅焉、
親親之道也。惡乎歸獄。歸獄僕人鄧扈樂。」閔公を弑し
たのは慶父であるが、実際に手を下したのは慶父に唆さ
れた鄧扈樂(圉人犂)であった。慶父は閔公の親族であ
つたため、事件の深層を探らず、下手人の鄧扈樂だけを
とらえて罪を帰した。ただしこの時季子は陳に逃れて魯
にいなかった。

(3) 『公羊傳』閔公二年「秋八月辛丑公薨。公薨何以不地、
隱之也。何隱爾、弑也。孰弑之、慶父也。：慶父弑二君、
何以不誅。將而不免、遏惡也。既而不可及、緩追逸賊、
親親之道也。」

(4) 『左氏傳』隱公四年「春、衛州吁弑桓公而立。：公問於
衆仲曰衛州吁其成乎。對曰：夫州吁弑其君、而虐用其民。
於是乎不務令德、而欲以亂成、必不免矣。」衛の莊公は
愛妾の子州吁を可愛がった。大夫の石碯は乱の元である
と諫めたが、莊公は聞き入れなかった。石碯は子の厚が
州吁と交際するのを禁じたが聞かない。莊公の後を継い
で桓公が即位すると石碯は引退した。州吁は桓公を弑し
て立ち、先君の恨みがある鄭を攻めることによって諸侯

の支持を得、自国の民を安定させようとしたができなかつた。石厚が父に助言を求めると、石碯は陳に仲介を頼んで周王に謁見するようにいった。州吁が厚とともに陳に行くのと、石碯は陳に二人を捕らえてもらい、衛は使いを送つて二人を殺した。『左氏傳』隱公三、四年に見える。

(5) 『左氏傳』隱公四年「君子曰石碯純臣也。惡州吁而厚與焉。大義滅親、其是之謂乎。」

(6) 吳樹平、王利器ともに「王」の字は「將」の誤りという。これに従う。『公羊傳』莊公三十二年「俄而牙弑械成、季子和藥而飲之。…公子牙今將爾、辭曷爲與親弑者同。君親無將、將而誅焉。」公子牙（叔牙）が病床の莊公を弑する準備を整えたので、季子（季友）は彼に毒を飲ませ死なせた。たとえ「將にせんとす（未遂）」であつても主君と親の殺害を企てたものは誅されなければならないという議論。

(7) 『韓非子』説林上「樂羊爲魏將而攻中山、其子在中山、中山之君烹其子而遺之羹。樂羊坐於幕下而啜之、盡一杯。文侯謂堵師贊曰樂羊以我故而食其子之肉。答曰其子而食之、且誰不食。樂羊罷中山、文侯賞其功而疑其心。孟孫

獵得麋、使秦西巴持之歸、其母隨之而啼。秦西巴弗忍而與之。孟孫歸、至而求麋。答曰余弗忍而與其母。孟孫大怒、逐之。居三月、復召以爲其子傅。其御曰囊將罪之、今召以爲子傅何也。孟孫曰夫不忍麋、又且忍吾子乎。故曰巧詐不如拙誠。樂羊以有功見疑、秦西巴以有罪益信。」

(8) 『孟子』公孫丑上「無惻隱之心、非人也。」

(9) 『孟子』盡心上「孟子曰於不可已而已者、無所不已。於所厚者薄、無所不薄也。其進銳者、其退速。」

〔訳〕

謹んで考究いたします。『春秋』に次の事件が記載されています。魯の莊公の異母弟叔牙は、同母兄慶父が後を嗣ぐようよう画策した（が失敗して自殺に追い込まれた）。慶父は（莊公の後を継いで即位した）子般と閔公を殺したが、それは大悪中の大悪である。しかし莊公の同母弟季子は（慶父に唆されて子般を殺した）下手人に罪を着せ、事件の真相を探らなかつた。また、慶父が閔公を殺した後国外に逃亡すると、ゆつくり追跡して逃し自殺するよう仕向けた。これは、「親親親属を大切にする」の道である。衛の莊公の愛妾の子州吁は、（莊公に寵愛されて増長し）莊公の後を継いだ桓公を弑し、

民を（戦に駆り出して）虐用した。（莊公の生前より州吁を寵愛することが危険だと諫めていたが聞かれず、また息子石厚が州吁と交際するのを止められなかった）大夫の石碯は州吁の振る舞いを憎み、息子の石厚もろともに、計略を立てて殺させた。大義の為に親子の情を棄てたのである。君子は石碯を「純臣の道を完備した」と賞賛した。しかし、親子の恩愛については全うしていない。（春秋の義では）主君と親については「殺害未遂」はなく、「殺害の企て」をしただけでも誅殺されなければならない。今、但望と周糾の甥は、幸いにもこの最大悪を犯したのではない。但望の甥を思う真心が内より発し、甥の命を哀れむ情が外に表れ、その義が君子を動かしたのには、親親という礼に合致している。周糾のほうは、一旦は果敢に職を辞して郡に駆けつけておきながら、たちまち赤の他人のようにふるまった。昔楽羊が魏の将として中山を討伐した時、中山の君は楽羊の子を煮殺して作った羹を楽羊に贈った。楽羊はその羹を啜った。魏の文侯は中山を伐った楽羊の功を称える一方、親子の情も持たない楽羊が主君に忠心を持っていろいろかと思つた。秦西巴は主君孟孫の命令に反して、生け捕りにした子鹿を哀れんで母鹿に返してやった。

孟孫は怒つて秦西巴を放逐したが、後に呼び戻して自分の子の傳（お守り役）に取り立てた。子鹿にも憐れみの情を抑えられないのだ、ましてや弟の子を憐れむのは当然のことだ。孟子は「惻隱の心の無きは人に非ず」と譏つた。経伝（『孟子』）に云う「情を厚くするべき相手に薄情ならば、誰に対しても薄情に違いない」と。

3（豫章太守汝南封祈武興…）

豫章太守汝南封祈武興、泰山太守周乘子居（1）、爲太守李俛所舉、函封未發、俛病物故（2）。夫人於柩側下帷、見六孝廉（3）曰、「李氏蒙國厚恩、據重任、咨嘉休懿、相授歲貢、上欲報稱聖朝、下欲流惠氓隸（4）。今李氏獲保首領（5）、以天年終、而諸君各懷進退、未肯發引（6）。妾幸有三孤、足統喪紀（7）。正相追隨、蓬殿墳柏（8）、何若曜德王室、昭顯亡者、亡者有靈、實寵賴之。歿而不朽、此其然乎。」於是周乘願謂左右「諸君欲行、周乘當止者、莫速郎君、盡其哀惻（9）。」乘與鄭伯堅即日辭行、祈與黃叔度、鄧伯嚮、盛孔叔留隨轎柩（10）。乘拜郎、遷陵長（11）、治無異稱、意亦薄之、某官（12）。與祈相反、俱爲侍御史・公車令（13）、享

相位焉。

謹按、孝經「資於事父以事君（14）」、「君親臨之、厚莫重焉（15）」、「春秋國語」民生於三、事之如一（16）」、「禮」斬衰、公士大夫衆臣爲其君（17）」、「乘雖見察授、函封未發、未離陪隸（18）」、不與賓于王爵。諸臨城社、民神之主也（19）」、義當服勤、關其祀祀。夫人雖有懇切之教、蓋子不以從令爲孝（20）」。而乘囂然要勒同情、去喪即寵、謂能有功異也、明試無效、亦旋告退、安在其顯君父德美之有。

〔注〕

（1）封析、不詳。『世說新語』賞譽「陳仲舉嘗歎曰若周子居者、眞治國之器。譬諸寶劍、則世之干將。」劉孝標注「汝南先賢傳曰周乘字子居、汝南安成人。天資聰明、高峙嶽立、非陳仲舉·黃叔度之儔則不交也。仲舉嘗歎曰周子居者、眞治國之器也。爲太山太守、甚有惠政。」

（2）『北堂書鈔』七九「歲貢、風俗通云、豫章太守李章、舉汝南封新·太山日爽等爲孝廉、日等未行、章病物故。夫人於柩側、卜帷見孝廉、曰李氏蒙國厚恩、授重任、浴嘉休美、相授歲貢、欲報聖朝、下啓流惠。今李氏獲保首領、以天年終。而諸君各懷進退、未肯發引。二人則因而辭行、

黃向孔等留、隨輜柩之行也。」

（3）『後漢書』桓榮丁鴻列傳「（和帝）時大郡口五六十萬舉孝廉二人、小郡口二十萬并有蠻夷者亦舉一人。帝以爲不均、下公卿會議。（丁）鴻與司空劉方上言、：自今郡國率二十萬口歲舉孝廉一人、四十萬二人、六十萬三人、八十萬四人、百萬五人、百二十萬六人。不滿二十萬二歲一人、不滿十萬三歲一人。帝從之。」『後漢書』郡國志二「汝南郡、：戶四十萬四千四百四十八、口二百一十萬七百八十八。」陶淵明「集聖賢羣輔錄」上「周子居、黃叔度、艾伯堅、邳伯向、封武興、盛孔叔。右汝南六孝廉。太守李偃選此六人以應歲舉、受版未行。偃死、子居等遂駐行喪。偃妻於柩側下帷見之、厲以宜行。子居歎曰不有行者、莫宣公。不有止者、莫恤居。於是與伯堅即日辭行。封黃四人留隨柩車。見杜元凱女誡。」

（4）賈誼「過秦論」「毗隸之人、而遷徙之徒也。」李善注「如淳曰毗古岷字。岷人也。」

（5）『國語』楚語上「恭王有疾、召大夫曰：：若得保其首領以歿、唯是春秋所以從先君者、請爲靈若厲。」韋昭注「保首領、免刑誅也。」

(6) 『後漢書』獨行列傳「(范) 式便服朋友之服、投其葬日、馳往赴之。式未及到、而喪已發引、既至壙、將窆、而桓不肯進。」

(7) 『禮記』文王世子「喪紀以服之輕重爲序、不奪人親也。」鄭注「紀猶事也。」

(8) 吳樹平は「正」の字を「君」に作るべきといい、また「黻」は「效」の意としてこの二句を「諸君相追隨、蓬首效力于喪事」と解釈する。王利器は「正」の字を「止」に、「黻」は『漢書』賈山傳を引いて土塊の意の「穎」に作るべきという。王利器に従う。賈鄒枚路傳「爲葬藿之侈至於此、使其後世會不得蓬穎蔽冢而託葬焉。」顏師古注「穎謂土塊也。蓬穎、言塊上生蓬者耳。」

(9) おそらく脱誤が多く、意味が取りにくい。

(10) 『後漢書』周黃徐姜申屠列傳「黃憲字叔度、汝南慎陽人也。…憲初舉孝廉、又辟公府、友人勸其仕、憲亦不拒之、暫到京師而還、竟無所就。年四十八終、天下號曰徵君。」張王种陳列傳「王龔：建光元年（一一二）、擢爲司隸校尉、明年遷汝南太守。政崇溫和、好才愛士、引進郡人黃憲・陳蕃等。憲雖不屈、蕃遂就吏。」鄭伯堅、邳伯壽、盛孔

叔は不詳。

(11) 吳樹平、後漢に陵縣はないので、上に一字脱落しているという。

(12) 脱誤があると見られ、意味が取りにくい。吳樹平と王利器ともに「意亦薄之。某官與祈相反」と句切る。四庫全書本は「某官：侍御史」を「乃棄官去、祈後爲侍御史」に作る。今、「某」字を「棄」とし、「棄官」を上句に付けて訳す。按文の末に「亦旋告退」とあるのにも照応する。

(13) 『太平御覽』二三〇「續漢書曰、周垂字子居、拜侍御史、公車司馬令。不畏強禦、以是見怨於幸臣。應劭漢官儀曰、徹夜宮中、天下上事及闕下、凡所徵召、皆摠領之。李邵以公車司馬入爲侍。」

(14) 『孝經』士章「資於事父以事母而愛同、資於事父以事君而敬同。」注「資取也。言愛父與母同、敬父與君同。」

(15) 『孝經』聖治章「父子之道天性也、君臣之義也。父母生之、續莫大焉。君親臨之、厚莫重焉。」注「謂父爲君、以臨於己、恩義之厚、莫重於斯。」

(16) 『國語』晉語一「樂共子」辭曰成聞之、民生於三、事之如

一。父生之、師教之、君食之。非父不生、非食不長、非教不知生之族也、故壹事之。」

(17) 『儀禮』喪服「公士大夫之衆臣、爲其君布帶繩屨。」

(18) 「陪隸」は卑吏。王利器は「郡国の吏」という。過譽篇

「長沙太守汝南郡惲君章」の按語に既出。

(19) 王利器、趙泓は「爵」の字を下句に付ける。『逐字索引』も下句に付け、「民」と「神」を同格にする。呉樹平に従う。

(20) 王融「永明九年策秀才文」「兼貧擅富、浸以爲俗。」李

善注「風俗通曰子不以從令爲孝。後主固宜是革、浸以爲俗、豈不謬哉。」

〔訳〕

後に豫章太守となった汝南郡の封析字武興と、後に太山太守となった周乗字子居は、汝南太守李俛によつて孝廉に推挙されたが、推挙文の入った文書箱が都に発送されないうちに、李俛が病没してしまつた。李俛夫人は柩の傍らで帷帳を下ろして、六人の孝廉に見え云つた。「李氏は国家の厚恩を蒙り、太守という重任を担い、国家の善美を称え、歳々に孝廉を推挙し、上は聖朝の恩に報い、下は国家の恵を人民に行き渡らせようとしました。今李氏は幸運にも罪を犯して誅を被

ることもなく、天寿を全うすることができました。しかしながら、諸君のおの進退問題が決しないうちは、出棺することができません。私には幸い三人の遺児がおり、葬礼を執り行うことができます。諸君が葬儀に付き従い、墳丘に蓬が生え柏が茂るまでここに止まることは、諸君が朝廷に徳を輝かし、(諸君を推挙した)亡者を顕彰することに及びまじようか。亡き夫に靈魂があれば、まことにそれを光榮とし頼みにすることでしょう。『没してなお朽ちず』とはこのことではないでしょうか。すると周乗は左右を顧みて「諸君が都に行くなら、私は止まるべきだろうが、そうしても若様たちが哀側を尽くされるには及ばないだろう」と云つた。周乗と鄭伯堅は即日辞去して旅立ち、封析、黄叔度、郅伯嚮、盛孔叔は留まつて葬送に随つた。周乗は郎の職を拝受し、陵県の長に遷つたが、その治政にはこれと云つた名声もなく、自分には役不足と考え官を棄てた。封析とは行動が相反していたが、二人ともに侍御史、公車令となり、相の位を享けた。

謹んで考究いたします。『孝経』に「父に事えるように君に事える」「君と親が下さる恩愛は、これ以上に厚く重いものは無い」と、『春秋』と『国語』には「民は父師君の三者によ

つて生きてゐる、ゆえに三者に同じように事える」と、『儀礼』には「公・士・大夫の衆臣は主君の為に（五服のうち最も重い喪服である）斬衰を身につける」という。周乗は朝廷に推挙されたとはいえ、文書箱はまだ朝廷に届いていないのだから、地方長官の下吏の身分を離れておらず、朝廷の爵位に預かっていない。（依然として）それぞれその地の神を祀る社に詣り、その地の民と神のことを主掌しなければならぬ。また、義として当然現在の主君の喪に服し、その葬祭に関与しなければならぬ。夫人から懇切に出立するように説いて下されたとはいえ、そもそも子は親の言いつけに従うことのみを孝としないのである。しかるに周乗はわが意を得たりとばかりに仲間を抑えつけ、主君の亡骸のもとを去って朝廷の寵についたが、自分には優れた功績をあげる能力があると思つていたのである。ところが県長として能力を試す機会を与えられたのに、さしたる功績もあげることもなく、向きを変えて辞職してしまつた。これでどこが君父の徳美を宣揚したといふのか。

4（河内太守廬江周景仲嚮）

河内太守廬江周景仲嚮（1）、每舉孝廉、請之上堂、家人宴飲、皆令平仰（2）、言笑宴宴（3）、如是三四。臨發、贈以衣齊（4）、皆出自中。子弟中外、過歷職署、踰於所望。曰「移臣作子、於之何有。」

河内太守司徒潁川韓演伯南（5）、舉孝廉、唯臨辭一與相見、無所寵拔、曰「我已舉若、豈可令恩偏積於一門乎。」

謹按、春秋左氏傳「夫舉無他也、唯善所在、親疎一也（6）。」

「析奚稱其讎、不爲諂、立其子、不爲比、舉其偏、不爲黨。建一官而三物成。」晉國頼之、君子歸焉（7）。蓋人君者闢門開窓（8）、號咷博求（9）、得賢而賞、聞善若驚（10）、無適也、無莫也（11）。周景不綜臧否、而務蘊崇之（12）、韓演不唯善是務、越此一槩（13）。夫不擇而彊用之（14）、與可用而敗之、其罪一也。

〔注〕

（1）『後漢書』袁張韓周列傳「周榮字平孫、廬江舒人也。…（榮

孫）景字仲嚮、辟大將軍梁冀府、稍遷豫州刺史、河内太守。好賢愛士、其拔才薦善、常恐不及。每至歲時、延請舉吏人上後堂、與共宴會、如此數四、乃遣之。贈送什物、

無不充備。既而選其父兄弟、事相優異。常稱曰臣子同貫、若之何不厚。先是司徒韓演在河内、志在無私、舉吏當行、一辭而已、恩亦不及其家。曰我舉若可矣、豈可令徧積一門。故當時論者議此二人。」『三國志』周瑜傳によれば景は瑜の從祖父。裴松之注引く張璠『漢紀』にもこのことをのせ「當時論者、或兩譏焉」という。

(2) 『三國志』王粲傳裴注引く『典故』「太子嘗請諸文學、酒酣坐歡、命夫人甄氏出拜。坐中衆人咸伏、而楨獨平視。太祖聞之、乃收楨、減死輪作。」また『賈別傳』「帝嘗召質及曹休歡會、命郭后出見質等。帝曰卿仰諦視之。其至親如此。」

(3) 『詩經』衛風氓「總角之宴、言笑晏晏、信誓旦旦。」毛傳「晏晏和柔也。」

(4) 『晏子春秋』諫上五「辟拂噉齊」張純一校注「齊即資之假字也。…左傳僖公三十三年、惟是晡資饋牽竭焉、杜注資糧也。」

(5) 『後漢書』袁張韓周列傳「韓」校孫演、順帝時爲丹陽太守、政有能名。桓帝時爲司徒。大將軍梁冀被誅、演坐阿黨抵罪、以減死論、遣歸本郡。後復徵拜司隸校尉。」韓稜の

ことは「過譽篇」に見える。孝桓帝紀「永壽元年（一五五）六月、司空房植免、太常韓續爲司徒。…三年（一五七）冬十一月、司徒尹頌薨、…司空韓續爲司徒。…延熹二年（一五九）秋七月…大將軍梁冀爲亂。…司徒韓續、司空孫朗下獄。」

(6) 『春秋左氏傳』昭公二十八年「成罇」對（魏獻子）曰夫學無他、唯善所在、親疏一也。」

(7) 『左氏傳』襄公三年「晉の中軍尉祁奚が引退を願ひ出、後任に自分の仇敵解狐を推薦したが、解狐は任に就く前に死去した。そこで自分の子の午を推した。また補佐役の羊舌職も死去したので職の子の赤（伯華）を推薦した。」

於是使祁午爲中軍尉、羊舌赤佐之。君子謂祁奚於是能舉善矣。稱其讎不爲諂、立其子不爲比、舉其偏不爲黨。商書曰無偏無黨、王道蕩蕩、其祁奚之謂矣。解狐得舉、祁午得位、伯華得官。建一官而三物成。」

(8) 『尚書』舜典「月正元日、舜格于文祖。詢于四岳、闢四門。明四目、達四聰。」孔傳「詢謀也。謀政治於四岳、開闢四方之門未開者、廣致衆賢。廣視聽於四方、使天下無壅塞。」

(9) 『周易』繫辭傳上「同人、先號咷而後笑。子曰君子之道、或出或處、或默或語、二人同心、其利斷金。」

(10) 『國語』楚語下「藍尹盥」對「子西」曰：夫闔廬：聞一善若驚、得一士若賞、有過必悛、有不善必懼、是故得民以濟其志。」

(11) 『論語』里仁「子曰君子之於天下也、無適也、無莫也、義之與比。」正義「適、厚也。莫、薄也。」

(12) 『左氏傳』隱公六年「周任有言、曰爲國家者、見惡如農夫之務去草焉、芟夷蘊崇之、絕其本根、勿使能殖、則善者信矣。」杜預注「芟刈也。夷殺也。蘊積也。崇聚也。」

(13) 「槩」は穀物をますで量るときに上を平にならす棒。『楚辭』九章懷沙「同糶玉石兮、一槩而相量。」王逸注「忠佞不異。」

(14) 「疆」、吳樹平は「疆」に読むという。王利器は「疆」の誤りとする。

〔訳〕

河内太守の廬江郡の周景字仲嚮は、毎年孝廉を推挙すると、孝廉を招いて正堂にあげ、家人たちと宴を開いて飲食させた。孝廉には顔を上げて家族と普通に向き合わせ、和やかに言葉

した。このようなことを三、四回繰り返した。孝廉が都に立する際には、衣服食糧を贈り、家族が皆家の奥から出てきて見送った。孝廉の子弟や母方の親類にも、本人たちの望みを越える役職を与えて優遇した。そして「臣下を自分の子のように扱って、何が悪いことがあるう」と云っていた。

後の司徒、潁川郡の韓演字伯南は、河内太守の職にあった時、孝廉を推挙すると、孝廉が出立する際に一度だけ別れの挨拶に接見するだけで、縁者を優遇して抜擢することも無かった。そして「私は既にあなたを推挙した、どうしてあなたの一門だけに恩を与えることができようか」といつていた。

謹んで考究いたします。『春秋左氏伝』には「そもそも人材を採り挙げるには人物の善かどうだけが基準であり、親属も他人も関係ない」とある。また晋の折奚を褒めた君子の言葉を載せている。「仇敵の解狐を褒めたのは主君にへつらうためではない。自分の子を後任にしたのは身内だからではない。部下の後任にその子を取り立てたのは徒党を組むためではない。自分の後任という一つの官を建てることによって三つのことが妥当に行われた。」晋国は折奚を信頼して、君子の賞賛を得た。そもそも人君というのは、門と窓を広く開

き、大声で広く人材を呼び求め、賢人を得たら賞め、善を聞いたらハツと反応し、近親も遠疎もないのである。周景は人物の善し悪しを検討せずにどんだん山のように縁者を採用した。韓演は「基準は善だけ」に務めず、縁者は善きも悪きも一緒くたに切り捨てた。選ばずに強いて採用した周景も、採用すべきも棄てた韓演も、その罪は同一である。

5 (安定太守汝南胡伊伯) :

安定太守汝南胡伊伯(1)、建平長樊紹孟建(2)、俱爲司空虞放掾屬(3)。放遜位、自劾還家。郡以伊爲主簿、迎新太守、曰「我是宰士(4)、何可委質於二朝乎(5)」。因出門名戶、占繫陳國(6)。紹曰「柳下惠不去父母之國(7)、君子不辭下位(8)」。獨行服事。後公黃瓊(9)大以爲恨、移書汝南論正主者吏(10)、絶紹文書、而更辟伊。

謹按、春秋尊公曰宰、其吏爲士(11)、言於四海無所不統焉。孟軻稱不枉尺以直尋、況於枉尋以直尺(12)。柳下惠不枉道以事人、故三黜而不去、孔子謂之不恭(13)。今紹見編(14)、會以禮遊引耳、其義不同於此。伊心明審、自求多福(15)。近靈帝之末、司徒掾弘農董君考上名典、君事不得自効、暫以家

急假。太守季崇請乞相見、頽頽功曹、與俱班錄訖(16)、乃謝遣。時公袁隗(17)意亦非之、然彈糾(18)。自是之後、彌以滋甚、郡用從事(19)、縣用府吏、上下溷淆、良可穢也。詩云「雖無老成人、尚有典刑(20)」。國之大綱也、可不申勅小懲而大戒哉(21)。

〔注〕

(1) 安定郡は涼州に、汝南郡は豫州に属す。吳樹平・王利器とも、「伯」字の下に「建」字が脱落しているとす。これに従う。胡伊は不詳。

(2) 建平県は豫州沛國に属す。樊紹は不詳。

(3) 『後漢書』朱馮虞鄭周列傳「虞延字子大、陳留東昏人也。…延從會孫放、字子仲。少爲太尉楊震門徒。…桓帝時爲尚書、以議誅大將軍梁冀功封都亭侯、後爲司空、坐水災免。性疾惡宦官、遂爲所陷、靈帝初、與長樂少府李膺等俱以黨事誅。」孝桓帝紀「延熹三年(一六〇)秋七月、司空盛允爲司徒、太常虞放爲司空。…四年(一六一)六月、司空虞放免。前太尉黃瓊爲司空。」

(4) 『漢書』翟方進傳「司隸校尉涓勳奏言、春秋之義、王人微者序乎諸侯之上、尊王命也。臣幸得奉使、以督察公卿

以下爲職、今丞相宜請遣掾史、以宰士督察天子奉使命大夫、甚詩逆順之理。」顏師古注「謂丞相掾史爲宰士者、言其宰相之屬官、而位爲士也。」

(5) 『國語』晉語九「委質爲臣、無有二心。委質而策死、古之法也。」韋昭注「質、贄也。士贄以雉、委贄而退。言委贄於君、書名於冊、示必死也。」王利器と趙泓は「二朝」を「新旧二人の太守」とするが、按文は、州・郡・県のそれぞれの上級の役所で職を勤めた者が、下級の役所に勤めることを「上下溷淆、良可穢也」と批判しているの
で、「朝廷の宰相（司徒）の府と郡府」と考えるのが妥当
であろう。

(6) 『潛夫論』實邊「内郡人將妻子來占著、五歲以上、與居民同均、皆得選舉。」『漢書』宣帝紀「地節三年春三月、詔曰「…流民自占八萬餘口。」顏師古注「占者、謂自隱度其戸口而著名籍也。」陳國は豫州に属し、汝南郡の北に接する。

(7) 『論語』微子「柳下惠爲士師、三黜。人曰子未可以去乎。曰直道而事人、焉往而不三黜。枉道而事人、何必去父母之邦。」

(8) 『孟子』万章下「柳下惠不羞汚君、不辭小官。進不隱賢、必以其道。遺佚而不怨、阨窮而不憫、與鄉人處、由由然不忍去也。」公孫丑上「孟子曰伯夷非其君不事、非其友不友、…柳下惠不羞汚君、不卑小官。進不隱賢、必以其道。…孟子曰伯夷隘、柳下惠不恭、隘與不恭、君子不由也。」
(9) 『後漢書』左周黃列傳「黃瓊字世英、江夏安陸人。」
衍禮篇「弘農太守河内吳匡伯康」「公車徵士豫章徐孺子」の條に見える。

(10) 王利器は「移書汝南、論正主者史」と句切り、「主者、猶言主辯之人」とし、『後漢書』百官志一の注を引く。百官志一「司徒」條注「應劭曰：每歲州郡聽採長吏臧否、民所疾苦、還條奏之、是爲之舉謠言者也。頃者舉謠言者、掾屬令史都會殿上、主者大言某州郡行狀云何、善者同聲稱之、不善者各爾銜枚。大較皆取無名勢、其中或有愛憎微裁黜陟之闇昧也。」

(11) 『春秋公羊傳』僖公九年「夏、公會宰周公・齊侯・宋子・衛侯・鄭伯・許男・曹伯于葵丘。宰周公者何、天子之爲政者也。」何休解詁「宰猶治也。三公之職號尊名也。以加宰知其職大、尊重當與天子參聽萬機。」『公羊傳』隱

公元年「秋七月、天王使宰咺來歸惠公仲子之贈。宰者何、

官也。咺者何、名也。曷爲以官氏、宰士也。」何休解詁「天

子上士以名士通、中士以官錄、下士略稱人。」

- (12) 『孟子』滕文公下「陳代曰不見諸侯、宜若小然。今一見之、大則以王、小則以霸。且志曰枉尺而直尋、宜若可爲也。孟子曰：且夫枉尺而直尋者、以利言也。如以利、則

枉尋直尺而利、亦可爲與。」一尋は八尺。

- (13) 注(8) 参照。

- (14) 「編」の字、呉樹平は四庫全書本が「眩」に作るのを「近義」という。

- (15) 『詩經』大雅文王「永言配命、自求多福。」

- (16) 『孟子』萬章下「北宮錡問曰周室班爵祿也如之何。」趙注「班、列也。」

- (17) 袁紹の叔父。靈帝時、二度司徒になり、靈帝の死後太傅となったが、董卓に殺された。

- (18) 呉樹平は上下の繋がりから見て「然不彈糾」に作るべきという。これに従う。

- (19) 百官志四「司隸校尉一人：從事史十二人。」百官志五「外十二州、每州刺史一人。：皆有從事史・假佐。本注曰員

職略與司隸同。」

- (20) 大雅蕩「雖無老成人、尚有典刑。」鄭箋「老成人謂若伊尹・伊陟・臣扈之屬。雖無此臣、猶有常事故法、可案用也。」

- (21) 『周易』繫辭下「子曰小人不恥不仁、不畏不義、不見利不勸、不威不懲、小懲而大誡、此小人之福也。」

〔訳〕

後に安定太守となった汝南郡の胡伊字伯建と後に建平長となった樊紹字孟建は、俱に司空虞放の掾属となったが、虞放は水害の責任を負って位を去り、自らの罪を暴いて家に帰った。汝南郡は胡伊を主簿に採用し、新任の太守を迎えようとしたが、「私は宰士（天子の宰相の掾属）である。どうして改めて郡に仕えることができようか」と言って、汝南郡の戸籍から離脱し、家属を引き連れて北隣の陳国の戸籍に入った。樊紹は「魯の大夫柳下惠は、三度退けられても、『道を枉げて人に仕えるくらいなら父母の国を去る必要はない』と云って魯を去らなかつたし、また君子は（柳下惠がそうであったように）低い官職を辞退しないものだ」と云って、一人郡府に行き任務についた。虞放の後任の司空黄瓊はこの言葉を大いに恨んで、汝南郡の長吏の善悪評価会を主導する者に書簡を

送り、樊紹を推薦する文書を破棄させ、改めて胡伊を掾屬として召し出した。

謹んで考究いたします。『春秋』が公を尊重して幸といい、公の吏を士としているのは、四海のうちあまねく天子が統治していることを示しているのである。孟子は一尺を枉げて一尋（八尺）を真つ直ぐにするようなことをしなないことを称えた。ましてや一尋を枉げて一尺を真つ直ぐにすることなどいうまでもない。柳下惠は道を枉げないで人に事えたので、三度退けられても去らなかつた、孔子（孟子）は彼のことをつつしみがないと評した。今樊紹の場合は司空の掾屬から退いて、たまたま礼をもって郡に呼ばれたのであるから、義の上で柳下惠の場合と同じではない。郡の主簿を辞退した胡伊の心中を明らかにしてみれば、「自らもつと大きな福を求めた」ことになるだろう。近くは靈帝の末年に、司徒掾屬の弘農の董君が朝廷の名誉ある帳簿に載せられたが、主君の事件に關して自らの罪を暴くわけにはいけないので、暫時家に火急の事が起こつたとかこつけて休暇をもらつて帰つた。弘農太守季崇に面会を請われ、伏して功曹の職を拝領したが、就任の手続きが終わると、すぐに家に帰らせてもらつた。当時、三

公を歴任した袁隗はこのことを非としたが、糾弾しなかつた。これ以後、だんだんと郡が州の從事を使い、県が郡の府吏を使つたりすることが増え、上と下が混交し、まことに見苦しいことになっている。大雅の蕩の詩に「老成の名臣が世を去つても、尚お典刑（不変の刑法）がある」という。これは国の大綱である。「宰士」でありながら郡の長吏になつた樊紹の（）小さな罪を懲らしめたことは（大綱を守るという）大きな誠めになるといえよう。

6（宗正南陽劉祖奉…）

宗正南陽劉祖奉（1）、爲郡屬曹吏、左騎校尉薛丞君卓爲戸曹史（2）、太守公孫慶當祠章陵（3）、舊俗常以衣冠子孫容止端嚴、學問通覽、任顧問者、以爲御史。時功曹白用劉祖祖曰「既託帝王肺腑（4）、過聞前訓、不能備光輝胥附之任（5）、而當側身陪乘（6）、執筆握革、有死而已、無能爲役。」薛丞因前自白「今明公垂出、未有御者、雖云不敏、敢充人乏。」周旋進對（7）、補察時闕、言出成謨、大見敬重、亦以祖爲高。歲盡、俱舉孝廉。

謹案、周禮、保氏掌六藝之教、其一曰御（8）。論語曰

「吾何執、執御乎(9)。」子適衛、冉子僕(10)。有、政事之

士(11)、列于四友(12)。然猶御者、不爲役也。春秋左氏

傳、晉悼公即位、程鄭爲乘馬御、訓羣驕知禮(13)。今國家

大駕、大僕親御(14)、他出、奉車都尉(15)、寧可復言執策

握革、而辭讓之乎。凡黔首皆五帝子孫、何獨今之肺腑當見優

異也。宗廟之人、或在剛畝(16)、人之化也、何日之有。舊

時長吏(17)質樸、子皆駕御、故曰從兒。君臣父子、其揆一

也(18)。臣不肯御、子豈可然。公孫遂假蹇(19)不使、下

陵上替、能無亂乎(20)。劉祖幸免罪戾、而見褒賞、公孫於

是失政刑矣(21)。

〔注〕

(1) 『後漢書』百官志三「宗正、卿一人、中二千石。本注曰

掌序錄王國嫡庶之次、及諸宗室親屬遠近、郡國歲因計上

宗室名籍。』『通典』職官七「兩漢皆以皇族爲之、不以他

族。』劉祖は不詳。

(2) 百官志二「羽林中郎將、比二千石。本注曰主羽林郎。

羽林郎、比三百石。本注曰無員。掌宿衛侍從。…羽林左

監一人、六百石。本注曰主羽林左騎。丞一人。」注「漢

官曰孝廉郎作、主羽林九百人。二監官屬史吏、皆自出羽

林中、有材者作。」薛丞は不詳。

(3) 『後漢書』宗室四王三侯列傳「初、建武二年、以皇祖皇

考墓爲昌陵、置陵令守視。後改爲章陵、因以春陵爲章陵

縣。」公孫慶は不詳。

(4) 『漢書』楚元王傳「臣(劉向)幸得託肺腑。」顏師古注「舊

解云肺腑謂肝肺相附著、猶言心膂也。一說肺謂斫木之肺

札也、自言於帝室猶肺札附於大材木也。」

(5) 『詩經』大雅騶「予曰有疏附、予曰有先後、予曰有奔奏、

予曰有禦侮。」毛傳「率下親上曰疏附。」『尚書大傳』殷

傳「文王胥附・奔轅・先後・禦侮、謂之四鄰。以免乎牖

里之害。懿子曰夫子亦有四鄰乎。孔子曰文王得四臣、丘

亦得四友焉。自吾得回也、門人加親、是非胥附邪。自吾

得賜也、遠方之士日至、是非奔轅邪、自吾得師也、前有

光、後有輝也、是非先後邪、自吾得由也、惡言不至於門。

是非禦侮耶。文王有四臣、以免虎口、丘亦四友、以禦侮。」

(6) 『周禮』夏官司馬下「齊右、掌祭祀・會同・賓客前齊車、

王乘則持馬、行則陪乘。」鄭注「陪乘、參乘、謂車右也。」

御者を挟んで尊者が左、陪乗が右に乗る。

(7) 王利器は「進退」に作るべきという。これに従う。

(8) 『周禮』地官司徒下「保氏、掌諫王惡。而養國子以道。

乃教之六藝、一曰五禮、二曰六樂、三曰五射、四曰五馭、

五曰六書、六曰九數。」

(9) 『論語』子罕「達巷黨人曰、大哉孔子、博學而無所成名。

子聞之、謂門弟子曰、吾何執、執御乎、執射乎、吾執御矣。」

(10) 『論語』子路「子適衛、冉有僕。」孔曰「孔子之衛、冉

有御。」

(11) 『論語』先進「德行、顏淵・閔子騫・冉伯牛・仲弓。言

語、宰我・子貢。政事、冉有・季路。文學、子游・子夏。」

(12) 注(5) 『尚書大傳』參照。ただし冉有は「四友」に入

っていない。王利器は「四友」は「四科」の誤りとする。

(13) 『春秋左氏傳』成公十八年「二月乙酉朔、晉侯悼公即位于朝、

始命百官。：程鄭爲乘馬御、六駟屬焉、使訓羣駟知禮。」

杜預注「程鄭荀氏別族、乘馬御、乘車之僕也。六駟六閑

之駟。周禮、諸侯有六閑馬。乘車尚禮容、故訓羣駟使知禮。」

(14) 『後漢書』輿服志上「乘輿大駕、公卿奉引、太僕御、大

將軍參乘。屬車八十一乘、備千乘萬騎。西都行祠天郊、

甘泉備之。官有其注、名曰甘泉鹵簿。東都唯大行乃大駕、

大駕、太僕校駕、法駕、黃門令校駕。」百官志二「太僕、

卿一人、中二千石。本注曰掌車馬。天子每出、奏駕上鹵
簿用。大駕則執馭。」

(15) 『輿服志上』「乘輿法駕、公卿不在鹵簿中。河南尹・執金

吾・雜陽令奉引、奉車郎御、侍中參乘。屬車三十六乘。」

百官志二「奉車都尉、比二千石。本注曰無員。掌御乘輿車。」

(16) 「駟」は「吠」に同じ。國語 周語下「天所牽之孫、或在吠敵、

由欲亂民也。」韋昭注「賈侍中云一耦之發、廣尺深尺爲吠、

百步爲敵。昭謂、下曰吠、高曰敵。敵壘也。」

(17) 『漢書』百官公卿表上「縣令・長、皆秦官、掌治其縣。：

皆有丞・尉、秩四百石至二百石、是爲長吏。」

(18) 『孟子』離婁下「先聖後聖、其揆一也。」趙岐注「揆度也。

言聖人之度量同也。」

(19) 『後漢書』文苑列傳下「趙壹 又作刺世疾邪賦、以舒其怨憤、

曰：偃蹇反俗、立致咎殃。」李賢注「偃蹇、驕傲也。」

(20) 『左氏傳』昭公十八年「秋：閔子馬：又曰：於是乎下陵

上替、能無亂乎。」

(21) 『左氏傳』隱公十一年「君子謂鄭莊公失政刑矣。政以治

民、刑以正邪、既無德政、又無威刑、是以及邪。」

〔訳〕

後に宗正となった南陽郡の劉祖字奉が郡の属曹吏で、後の左騎校尉薛丞字君卓が戸曹史であつた時、南陽太守の公孫慶が章陵で祠りを執り行うことになつた。旧俗では常に士大夫の子孫で立ち居振る舞いが正しく威厳があり、博覧で学問があり、郡政の顧問を勤められる者を太守の乗車の御者としていた。そこでこの時、功曹は劉祖を用いるよう申し上げた。劉祖は「私はかたじけなくも帝室の末葉に生まれ、前人の訓導も受けたことがあります。太守様をお守りする胥附の任の光榮に預かることはできません。身をつつしんで陪乘を勤めることはできませんが、鞭を手に手綱を握るなどは、死をかけてもその使役は勤めかねます」と断つた。薛丞はそこで進み出て自ら申し上げた、「今太守様がお出行なされようというのに御者がきまつておりません。不敬とはいへ、私が欠員を埋めさせていただきます。」彼の立ち居振る舞い、政事の遺漏を察知し補う見識、具体的な案を提示する言葉は、大いに敬重されたが、一方でまた御者の任を断つた劉祖も高い評価を受けた。その歳末に二人は俱に孝廉に推挙された。

謹んで考究いたします。『周礼』に「保氏は六芸の教育を司る」とあり、六芸の一つに「御」がある。『論語』の子罕篇に「私は何を専門にしようか、御者をやろう」との孔子の言葉があり、子路篇に孔子が衛に行く時に冉有が御者を勤めたことが載せられている。冉有は先進篇で政事の士に数えられ、四友に列せられている。とすれば御者は使役ではない。『春秋左氏伝』成公十八年に、晋の悼公が即位し百官を始めて任命し、程鄭を乗馬御に任じて、公の多数の馬の管理者たちに札を教えた記事がある。現在、国家の大駕には、太僕が自ら御者を勤め、大駕以外のお出ましには奉車都尉がこれに当たる。どうして「鞭を手に手綱を握る」からといって辞退することできようか。およそ人民は皆五帝の子孫である。なんで今の帝室の末葉だけが優遇されなければならないのか。宗廟を守るべきかつての天子の子孫でさえ民間で耕作することがある。人の変転はいつでも起きるのである。昔は県令の補佐にあたる長吏は質樸で、自分の息子に御者をさせ「從兒（從者代わりの子）」と呼んでいた。君臣と父子の道は同一である。臣下が御者ができないというなら子がどうしてできるだろうか。公孫慶は劉祖の驕傲に押されて彼を使うことができなかつた。

下が上を侮り上が下にへりくだって乱が起きないはずがない。劉祖は幸いに罪を問われることなく、逆に孝廉に挙げられて褒賞を受けた。公孫慶はこれで政事と刑罰を適正に行うことに失敗したのである。